

特定非営利活動法人日本透析アクセス医学会評議員申請書 (□新規、□再任)

フリガナ		生年月日
氏名	サイン (自署)	昭和 年 月 日生 (才)
現住所	〒	TEL FAX
勤務先		役職名
勤務先所在地	〒	TEL FAX
E-mail		
職種	医師・臨床工学技士・看護師・薬剤師・臨床検査技師・研究者・その他	
本会入会年	平成 年 (事務局記載)	
履歴		
業績目録	学会・研究会発表	申請前5年間の腎不全や血液透析療法、透析アクセスに関する発表(2回以上)
	本会発表	透析アクセス医学会での発表(1回以上)

更新前3年間の本会への参加	第 日本透析アクセス医学会学術集会 場所 ()
---------------	--------------------------

申請日：令和 年 月 日

評議員選出規則細則（特定非営利活動法人日本透析アクセス医学会施行細則より）

第3章 評議員

（評議員の定員）

第5条 評議員の定員は正会員数の5%以内とする。

（評議員の選出）第6条 評議員にならんとする者は、通常総会2ヶ月前までに学会事務局へ申請書を提出する。

評議員にならんとする者は、次の資格条件を満たさなければならない。

- （1）本会会員歴が3年以上であり、かつ会費を完納していること。
- （2）申請前5年間に腎不全や血液透析療法、透析アクセスに関する研究会発表が2回以上あり、かつ本医学会での発表が1回以上あること。（筆頭演者、共同演者を問わない）

（評議員選考委員会）

第7条 選考委員会は、選考委員長および委員により構成し、評議員の選出に関する実務を遂行する。

- （1）選考委員長は理事長とし、委員は副理事長、会長、副会長、前会長とする。
- （2）評議員選考委員会は候補者につき選考し、その結果を理事会へ報告し承認を得る。

（評議員の資格）

第8条 評議員会を正当な理由なく2回連続欠席した場合にはその資格を失う。

（評議員の更新）

第9条 2年毎の任期満了時、更新意志があり次の条件を満たす者は、再任されることができる。

- （1）更新前3年間のうち本学術集会への参加が1回以上あること。
- （2）更新前3年間のうち本学術集会での発表が1回以上あること。（筆頭演者、共同演者を問わない）